

北海道中小企業総合振興資金融資制度を利用する方に

# 信用保証料の 割引措置のご案内

## ポイント①

道の融資制度を北海道信用保証協会の保証付きで利用する場合、一部の貸付制度について、保証料の割引措置が受けられます

## ポイント②

通常の保証料よりも  
**10%～20%**  
お得な割引が受けられます

### 割引措置を受けられる貸付制度

割引措置を受けられる貸付制度	保証料の割引率			
	一般保証適用	経営力強化保証適用	経営安定関連(セーフティネット)保証適用	災害関係保証又は危機関連保証適用
経営力強化貸付	—	10%	—	—
経営環境変化対応貸付【原料等高騰】	—	—	20%	20%
経営環境変化対応貸付【認定企業】	—	—	20%	20%
経営環境変化対応貸付【災害復旧】	—	—	20%	20%
小規模企業貸付	10%	—	20%	—
小規模企業貸付【小口】	10%	—	20%	—

# 割引措置が受けられる融資制度

※借入にあたっては、各貸付制度の融資条件を満たすことが必要

貸付制度名	融資対象者の概要	融資金額	融資(据置)期間	融資利率(%)
経営力強化貸付	経営改善計画の策定等を行う方	1億円以内	10年(1年)以内	固定:1.0~1.2 変動:1.0
経営環境変化対応貸付	原料等高騰	1億円以内	10年(2年)以内	固定:1.0~1.2 変動:1.0
	認定企業			
	災害復旧	運:5,000万円以内 設:8,000万円以内		
小規模企業貸付	従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者の方	5,000万円以内	運:7年 設:10年(1年)以内	固定:1.3~1.9 変動:1.3
	小口	2,000万円以内		

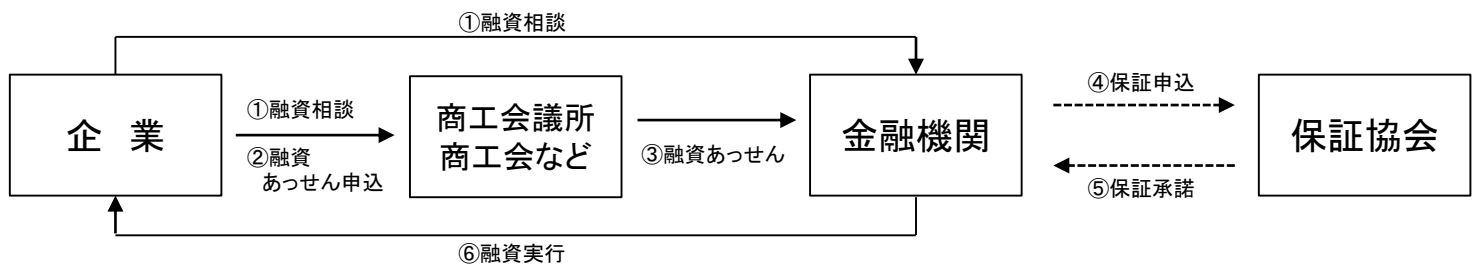
## ○信用保証料の割引措置について

上記の貸付制度を北海道信用保証協会の保証付きで利用する場合に、保証料の割引措置が受けられます

## ○信用保証料の割引率について

各貸付制度毎の割引率は、10%~20%となっています。詳しくは、表面をご覧ください

## 融資までの基本的な流れ



## お申し込み方法

資金の借入を希望する方は、所定の「融資あつせん申込書」に必要な事項を記載し、地元の商工会議所又は商工会(※)に「融資あつせん」の申込みをしてください。なお、一部の貸付メニューについては、取扱金融機関へ直接融資を申し込むこともできます。(貸付メニュー毎に定める計画書などの書類を添えること)

(※)・中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会へ申込みも可。  
・(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

## お問い合わせ先

地元の商工会議所または商工会へお問い合わせいただくほか、北海道経済部地域経済局中小企業課(Tel.011-204-5346)、または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、小樽商工労働事務所にお問い合わせください。

北海道ホームページからも確認できます。

北海道 制度融資

検索

